

地域包括支援センター (おたっしゃ本舗)



介護保険サービス ~住宅改修について~

要介護・要支援認定を受け、自宅の改修が必要な方に対して小規模な住宅改修をする時に、工事費（上限 20 万円）の 9 割が支給されます。ただし、事前に申請が必要です。

スムーズに工事をすすめるためには

■まずケアマネジャーに

相談を

事前申請する際、介護支援専門員（ケアマネジャー）やおたっしゃ本舗職員などが作成した書類を提出しなければなりません。トラブルを防ぐためにも、住宅改修を行う前に、必ず担当の介護支援専門員やおたっしゃ本舗に相談しましょう。

また、施工業者と打ち合わせするときは、1人ではなく家族などにも同席してもらいましょう。

■手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談
↓
施工業者の選択・見積もり依頼
↓
佐賀中部広域連合へ事前申請
↓
工事の実施・完了
↓
佐賀中部広域連合へ事後申請
↓
住宅改修費の支給（費用の 9 割）



■対象となる工事

- ①手すりの取り付け
- ②引き戸などへの扉の取り替え
やドアノブの交換
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④段差の解消
- ⑤和式便器を洋式便器へ取り替えるなど



■こんな業者にはご用心

- 介護保険を使えば無料で工事ができるとすすめる。
- 「市役所の職員、ケアマネジャーの紹介で…」など、虚偽の営業を行う。
- 医療、保健、福祉についての知識、理解がない。
- 必要がない工事でも 20 万円分工事をしようとする。
- 細かい見積もりを提示せず、工事にとりかかろうとする。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしゃ本舗小城北（小城市役所別館：旧改善センター内）☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしゃ本舗小城南（ひまわり内）☎66・6376
- 小城市役所 福祉課（西館 1 階）☎37・6107